

(N6-1) 土木学会中国支部地域貢献事業規程

平成21年11月20日	制 定
平成24年 5月11日	一部改正
平成25年 5月10日	〃
平成27年 5月15日	〃

(総則)

第1条 この規程は、土木学会公益増進事業規程第8条の規定に基づき中国支部（以下「本支部」という。）が実施する地域貢献事業（以下「本事業」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本事業は、地域の活力を確保するため、本支部が地域の課題解決に向け取り組むべき社会基盤整備に係る施策を支える人材育成及び研究・開発に係る活動の支援を目的とする。

(事業)

第3条 第2条の目的を達成するため、定款第4条に規定する事業の一環として、次の各号に掲げる活動への助成を実施する。

- (1) 定款第4条に規定する事業のうち、地域重点課題に係る調査研究
- (2) 定款第4条に規定する事業のうち、緊急災害調査
- (3) 定款第4条に規定する事業のうち、優秀学生表彰
- (4) 定款第4条に規定する事業のうち、土木に関する啓発・広報
- (5) 定款第4条に規定する事業のうち、創立記念事業等を通じた社会貢献

(助成金の原資)

第4条 本事業による助成は、別途「中国支部地域貢献事業に係る資金に関する規則」に定める「中国支部地域貢献資金」（以下「地域貢献資金」という。）を原資として行う。

(運営)

第5条 本事業の運営の方法等については、別途、次のとおり定めるほか、「土木学会中国支部地域貢献事業に係る寄附に関する規則」で定める。

- (1) 第3条第1号の事業 「調査研究活動助成制度規則」
- (2) 第3条第2号の事業 「中国支部緊急災害調査対応規則」
- (3) 第3条第3号の事業 「中国支部優秀学生表彰規則」

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の承認を得て、変更することができる。

附則（平成21年11月20日 理事会議決） この規程は平成21年11月20日から施行する。

附則（平成23年10月14日 中国支部商議員会議決、平成24年 5月11日 理事会議決） この変更規程は、平成24年 5月11日から施行する。

附則（平成25年 2月 5日 中国支部商議員会議決、平成25年 5月10日 理事会議決） この変更規程は、平成25年 5月10日から施行する。

附則（平成 27 年 2月 13日中国支部商議員会議決、平成 27 年 5月 15日理事会議決） この変更規程は、平成 27 年 5月 15日から施行する。